

## 令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症禍における物価高騰等の影響により生じている平塚市内に居住する生活困窮者（以下「地域の生活困窮者」という。）の支援ニーズの増加への対応と地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築するため、予算の範囲内において、地域の生活困窮者支援に取り組む民間団体の活動経費の一部を補助することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）（規則第11条及び第12条を除く。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる民間団体は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域の生活困窮者支援に取り組む団体であって、当該活動拠点を市内に有している者
- (2) 本市の自立相談支援機関である「平塚市くらしサポート相談」と連携が図られている者
- (3) 平塚市生活困窮者支援プラットフォーム（平塚市生活困窮者支援プラットフォーム設置要綱（令和5年10月1日施行）第1条に規定する平塚市生活困窮者支援プラットフォームをいう。以下「プラットフォーム」という。）において、次のア、イのいずれも認められた者

ア 地域の生活困窮者支援における当該団体による支援の必要性

イ コロナ禍における物価高騰等の影響に伴う支援ニーズの高まりによる事業量の増加

- 2 令和4年度に平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金（以下、「令和4年度補助金」という。）の交付を受けた者の場合は、前項の規定によるほか、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 令和4年度補助金を受けた時点から支援ニーズの増加傾向が続いており、平年に比べて支援ニーズが増大している者

イ 支援対象エリアを拡大しているなど、事業を拡大している者

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者は、補助金の交付を受けることができない。

### (補助対象からの排除)

第3条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象団体が実施した地域の生活困窮者に対する支援活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する事業
- (2) 事業の主たる目的である事務、事業を実質的に行わず外部委託する事業
- (3) 第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
- (4) 事業の大部分が設備整備や備品購入等である事業
- (5) 調査、研究を目的とする事業
- (6) 国、県、地方公共団体（平塚市を含む）から委託を受けて行う事業
- (7) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象期間に補助対象団体において支出した別表1に定める対象経費から収入額（寄付金収入額を除く）を除いた経費とする。

2 前項の補助対象期間は、令和5年4月1日から令和5年12月31日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は次表のとおりとする。

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10以内	25万円

2 一の団体が複数の事業を実施する場合であっても、複数の事業に係る経費を合計したものに對し、前項の補助率及び補助限度額を適用する。

3 当該補助金は予算の範囲内で交付する。ただし、同一の補助対象団体に対する補助金の交付は、同一の年度内において1回限りとする。

4 補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第5条の規定による申請は、令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 領収証その他収支の事実を証する書類（市長が適当と認める場合にあっては、その写し）
- (2) 事業報告書（第2号様式）
- (3) 収支報告書兼交付申請額計算書（第3号様式）
- (4) 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の決算書（令和4年度分）及び活動状況等が分かる書類

(5) 申請団体の概要書及び規約、会則等申請団体の運営に関する規程

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象額とする場合にあり、かつ、当該補助対象経費について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、申請団体は、収支報告書兼交付申請額計算書（第3号様式）について、あらかじめ減額後の内容で報告しなければならない。
- 3 その他補助対象事業の申請に関する必要事項は、市長が定める。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、規則第6条の規定による決定にあたり、前条第1項の規定による申請があったときは、第2条第1項第3号の規定に基づき、プラットフォームに意見を求める。

- 2 市長は、前項に規定するプラットフォームの意見結果及び当該申請書類に基づき、補助金交付の適否について審査する。
- 3 補助対象事業の審査に関する必要事項は、市長が定める。

(決定通知)

第9条 規則第7条に規定する通知は、令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた団体（以下「補助決定団体」という。）は、市長の定めるところにより、令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金交付請求書（第5号様式）により、補助金の支払を請求できるものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助決定団体が規則第13条に定めるもののほか、この要綱の規定に反したとき、その他の補助金を交付することに不適當な事情があると市長が認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、補助決定団体に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 補助決定団体が、補助対象事業により取得し又は効用の増加した機械、器具等の財産で、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）内に、補助金の交付目的以外に使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助決定団体は、補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(届出の義務)

第14条 補助決定団体は、その事務所の移転、名称若しくは代表者の変更又は団体の解散等の団体の運営等に係る重大な変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金の交付に関し必要な条件は、神奈川県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱によるものとする。また、その他必要な事項は別に定める。

別表1 (第5条関係)

対象経費	給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費（食事の提供等の地域の生活困窮者支援活動に係るものに限る）、燃料費、光熱水費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業に必要な経費として市長が認めた経費
------	---

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日において第9条の規定により補助金の交付の決定を受けている者についての補助金の請求、決定の取消等の規定の適用については、失効日後も、なおその効力を有する。